



風鈴の音が心地よいことになりました

NO.736

平成27年

7月1日号

この広報紙は、環境に配慮したバージンパルプを使用しています。

●発行 八街市
●編集 総務部秘書広報課
●発行日 毎月1日・15日
〒289-1192
千葉県八街市八街ほ35番地29
☎(043) 443-1111
ホームページ
http://www.city.yachimata.lg.jp/

人口の動き 6月1日現在 人口 73,090人 (前月比-26人) 男 37,147人 女 35,943人 世帯数 30,725世帯

国民健康保険税の算定内訳

区分	計算方法	税率		
		医療保険分	後期支援分	介護納付分
所得割	(前年中の所得-33万円) × 税率	6.3%	1.7%	1.0%
資産割	固定資産税額(土地・家屋) × 税率	20%	-	-
均等割	年間1人当たりの税額	22,000円	9,000円	11,000円
平等割	年間1世帯当たりの税額	35,000円	-	-
限度額	打ち切り額	510,000円	160,000円	140,000円

平成27年度分の保険税(料)納付書を送付します — 納期限内納付にご協力を —

「国民健康保険税納税通知書」と「後期高齢者医療保険料額決定通知書および納入通知書」を7月中旬に郵送します。
納付の際は納付する期分の納付書を確認のうえ、忘れずにお持ちください。

国民健康保険税

国民健康保険に加入している方は、「給付を受ける権利」と同時に「保険税を納める義務」があります。保険税は国民健康保険制度を支える貴重な財源です。納期限までに納付しましょう。

保険税率

保険税率はこれまでと変わりませんが、後期支援分と介護納付分の賦課限度額をそれぞれ2万円引き上げました。

保険税の軽減

世帯の合計所得額が基準額(平成27年4月1日に一部拡充)以下の場合には保険税が軽減されます。(所得申告をしていないと軽減が受けられません。)
① **平等割額の軽減**
特定世帯(同一世帯内の

国保被保険者が後期高齢者医療制度に移行したことにより、国保被保険者が単身となった世帯)は5年間、平等割が1/2軽減され、6/8年目の特定継続世帯は1/4軽減されます。

② 低所得世帯に対する軽減

国民健康保険税の軽減適用を受けている世帯で、後期高齢者医療制度への移行により国保の被保険者数が減少しても、所得や世帯構成が変わらなければ、移行前と同様の軽減が受けられます。

③ 被扶養者に係る減免

被用者保険から後期高齢者医療制度に移行すること、当該被保険者の被扶養者から国保被保険者となった65歳以上の方は、軽減が受けられます。(申請が必要です)

非自発的理由で退職された方は申請を

平成22年3月31日以降に倒産・解雇などにより退職された65歳未満の方で、雇用保険特定受給資格者および特定理由離職者(非自発的失業者)の方は離職の翌日からその翌年度末までの期間は、申請することで軽減

減が受けられます。ただし、会社の健康保険に加入した時点で終了です。

国民健康保険税の納付方法

国民健康保険税の納付方法は、「特別徴収(年金からの天引き)」と「普通徴収(口座振替や納付書による納付)」の2種類です。特別徴収の対象者は、世帯主を含めた国民健康保険加入者全員が65歳から74歳までの世帯であつて、年金受給額が年額18万円以上で、国民健康保険税と介護保険料を合わせた額が、年金額の1/2を超えない方となります。なお、特別徴収対象者で保険税を確実に納付されていた方は、市に申し出ることでより口座振替による納付へ変更することができます。

きは、分割納付や納付期限の延長、減免制度の適用などが認められる場合がありますので、お早めに、国保年金課または納税課までご相談ください。

年度の途中で75歳を迎えられる方へ

国民健康保険に加入していた方が、年度の途中で75歳を迎えられた場合、国民健康保険に代わり後期高齢者医療保険に加入することになります。

これにより、75歳の前月分までは国民健康保険税として課税されます。また、75歳の月からは後期高齢者医療保険料がかかります。後日納付書が送付されますので、ご注意ください。

国民年金課

☎ 443-1139

年度の途中で65歳を迎えられる方へ

年度の途中で満65歳を迎えられた場合、これまで介護分として納めていた介護保険料の納め方が変更になります。後日、個別に納付書が送付されますので、ご注意ください。

高齢者福祉課

☎ 443-1491

記号の見方 曜日 時 会場 内容 対象 定員 費 参加費 申し込み 締め切り 持ち物 問い合わせ